

# 子ども達の未来のために



千葉県議会議員

石井 宏子

地方自治に日々携わる皆様には今更釈迦に説法かもしれないが、これをきっかけに皆様から現場の生の様子を更にお聞きし、自分のライフワークに生かすことができれば、幸いと考える。

本年のこどもの日を前に発表された総務省の人口統計によれば、15歳未満の子どもの数は31年連続で減少し、全国で1,665万人。千葉県では昨年と比べ5,000人減り80万1千人となった。千葉県全体の人口に占める割合として12.9%である。

社会保障と税の一体改革が国政において議論されている。医療・介護・年金等重要なことは当然だが、私が最も重要な社会保障と位置付けるべき、と考えるのはいわゆる「人生前半の社会保障」だ。

私の議会活動のきっかけの一つは困難な状況にある子ども達を取り巻く環境を改善しなければならぬ、という思いに駆られたことである。私の長男には重度重複障害があり、彼の命と生活を支えるための様々な社会的環境が整っていないことに多くの疑問を感じていた。それは当然のことながら一人長男のみではない。障害のある子ども、親による養育が十分でない子ども等、困難を抱える子ども達は、未だに非常に厳しい社会環境の中に置かれている。これだけ経済が豊かで、高齢者の介護施策も充実する中、残念ながら子どもに対する政策はまだまだ貧困である。子ども手当も遂にその理念を共有化することができなかった。相変わらず勝手な大人の政争の具にされた感がある。社会全体で子どもを育てることは人類の将来を繋いでいくことなのに非常に残念なことである。

今回は、子ども達を取り巻く環境の中で最

も深刻と考える、児童虐待・子どもの貧困について千葉県の実態を考えてみたい。

## 1. 児童虐待について

2005年4月に児童福祉法が改正され、身近な子育てや虐待の未然防止・早期発見は県から市が窓口になった。県（児童相談所）では、専門的知識や技術（判定）を必要とするケースへの対応や市への後方支援に重点が置かれる。また、対応が困難と判断される事例や立ち入り調査、一時保護、児童

2010年度  
児童虐待相談対応件数

児童相談所	件数
中央	625
市川	655
柏	584
銚子	116
東上総	245
君津	297
合計	2,522

2010年度  
市町村児童虐待相談受付件数

管轄	市町村名	相談件数	管轄	市町村名	相談件数
中央	成田市	100	東上総	茂原市	56
	佐倉市	112		東金市	84
	習志野市	83		勝浦市	0
	市原市	154		山武市	34
	八千代市	109		いすみ市	23
	四街道市	24		大網白里町	16
	八街市	44		九十九里町	3
	印西市	27		芝山町	0
	白井市	18		横芝光町	5
	富里市	27		一宮町	0
	酒々井町	7		睦沢町	3
	栄町	3		長生村	6
	計	708		白子町	0
市川	市川市	142	長柄町	3	
	船橋市	373	長南町	2	
	鎌ヶ谷市	52	大多喜町	2	
	浦安市	151	御宿町	2	
	計	718	計	239	
柏	松戸市	217	君津	館山市	9
	野田市	126		木更津市	156
	柏市	107		鴨川市	3
	流山市	90		君津市	75
	我孫子市	84		富津市	17
	計	624		袖ヶ浦市	58
銚子	銚子市	8	南房総市	13	
	旭市	16	鋸南町	3	
	匝瑳市	14	計	334	
	香取市	16	県計	2,678	
	神崎町	0			
	多古町	0			
	東庄町	1			
計	55				

(表1)

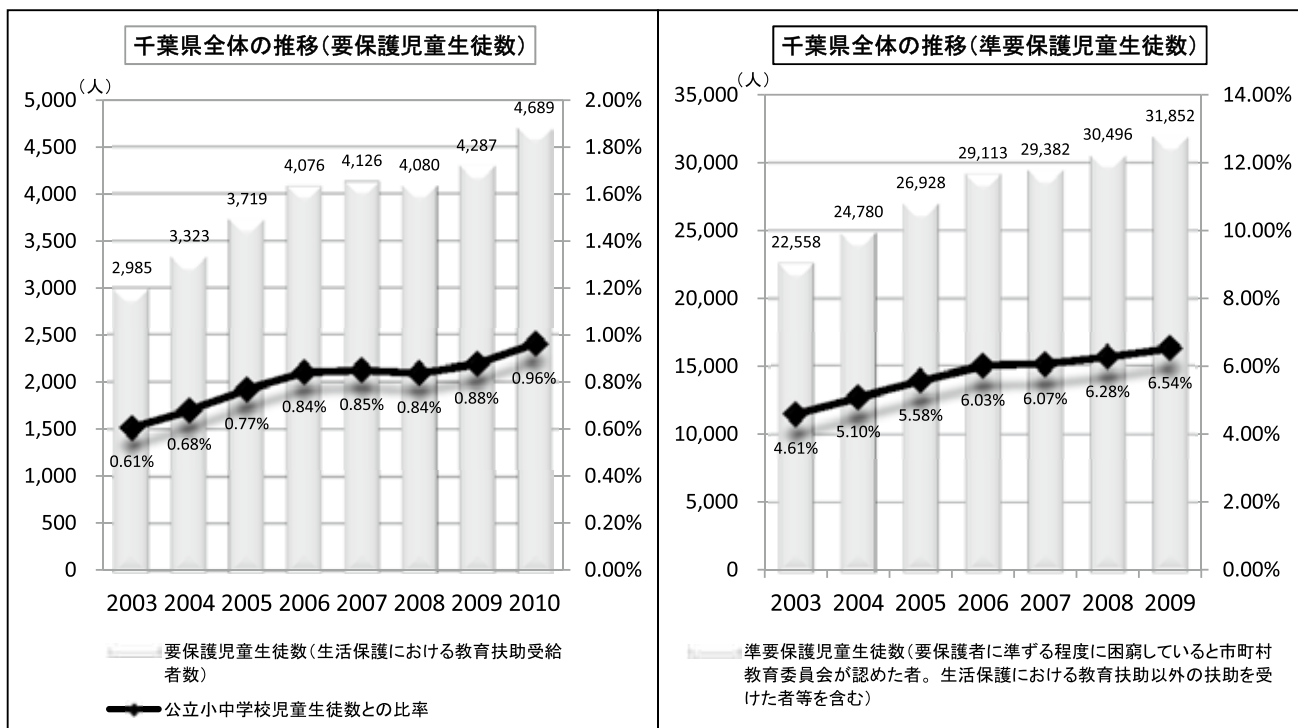
福祉施設への入所措置などはこれまでどおり、県（児童相談所）が行う。表1は2010年度の児童虐待相談受け付け状況である。県管轄の児童相談所への児童虐待相談件数は2,522件。市町村への相談件数は2,678件で、県児童相談所への相談と合わせれば5,200件にもものぼる。虐待での一時保護は403件に達する。一方、児童相談所は敷地面積は狭く、庁舎も手狭で老朽化の著しいところもあり。一時保護所は大部屋に何人もの子ども達が入り、プライバシーの確保も十分ではなく、劣悪な環境にあるといってもよい。家庭でつらい思いをしてきた子供たちが昨日まで全く知らない他の子ども達と一緒に生活をしていくつらさは並大抵なことではない。それを支える職員が如何に激務であるかは言うまでもない。いかなる手法を持っても虐待そのものを直ちに収束させるのは難しいが、せめてそこから逃れた子ども達に対して、生活環境、心のケア等、時代に即した児童相談所への変化が必要だと痛切に思う。

## 2. 子どもの貧困について

2010年「国民生活基礎調査（概況）」（厚生労働省）によると、「子どもの貧困率」は、15.7%で、約323万人にのぼり過去最悪の数字となっている。しかも、全年齢層の貧困率は2006年の15.7%から2009年の16.0%へと0.3ポイントの上昇だが、子どもの貧困率は2006年の14.2%から2009年の15.7%へと1.5ポイントもの上昇になっている。子どもの貧困率は全年齢層の貧困率に比べて5倍もの上昇率である。

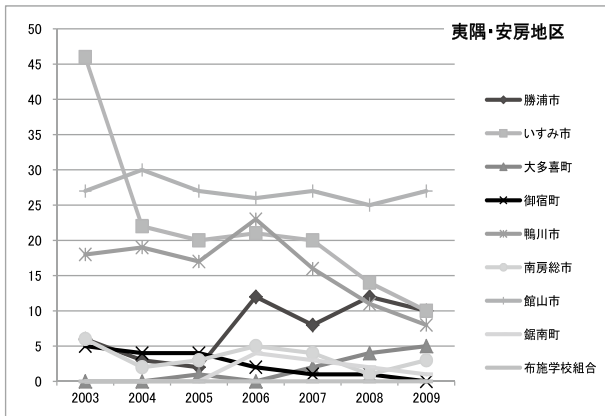
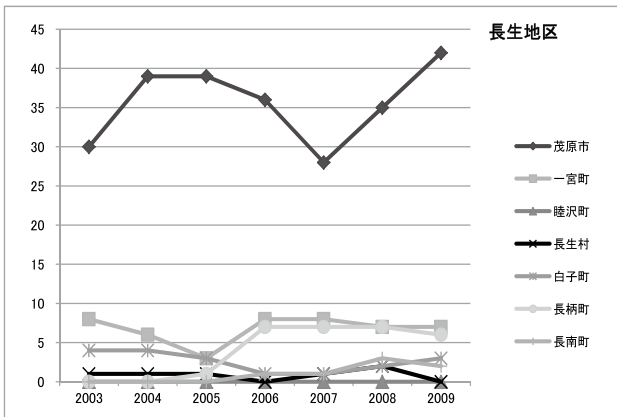
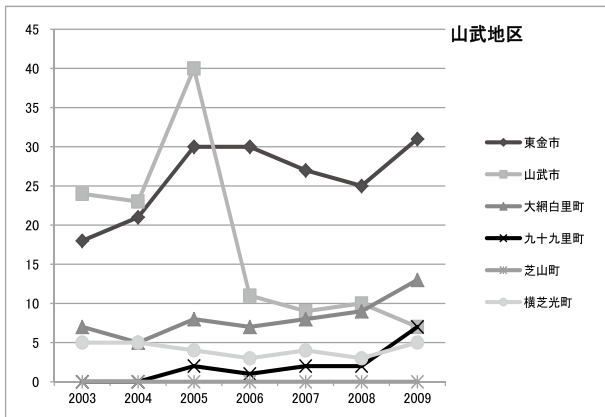
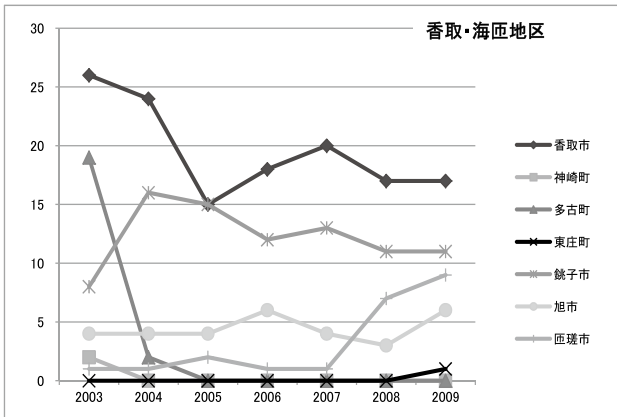
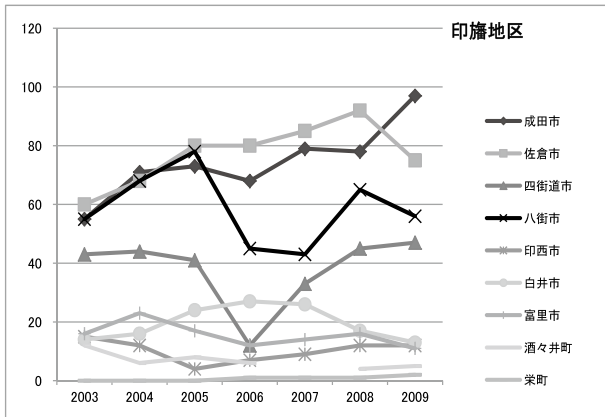
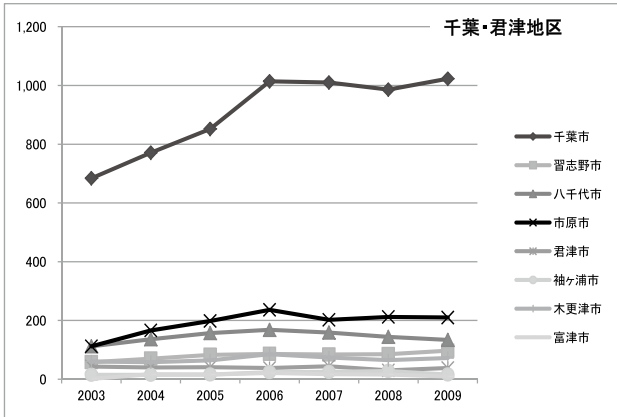
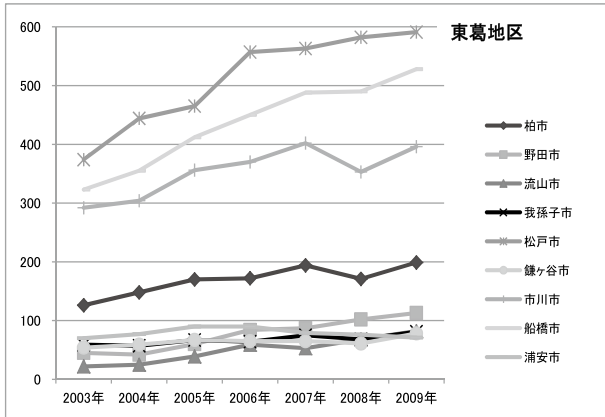
私はかつて教員であった。そのころから経済的に困窮する家庭を目の当たりにしてきた。そのこともあり今回は、義務教育段階における子供の置かれた状況を考えたい。

学校教育法では「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされ、市町村が行う就学援助に対して、国は「就学困難な児童及



要保護児童生徒数（生活保護における教育扶助受給者数）

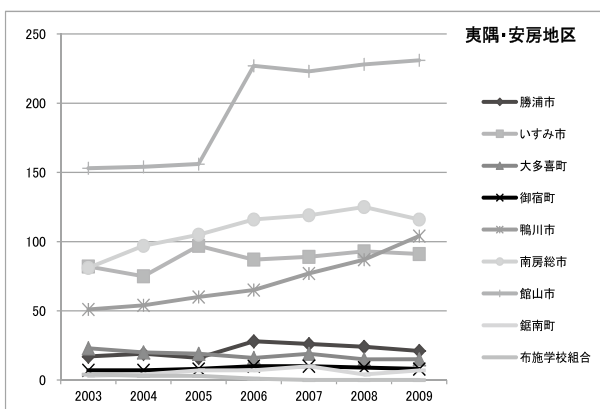
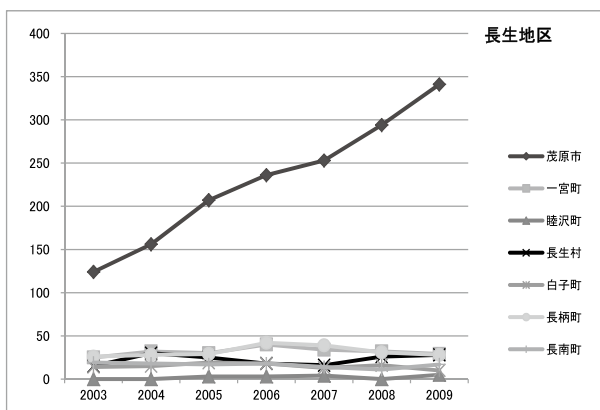
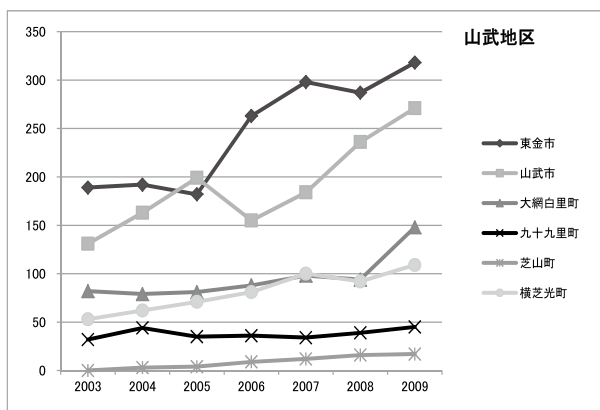
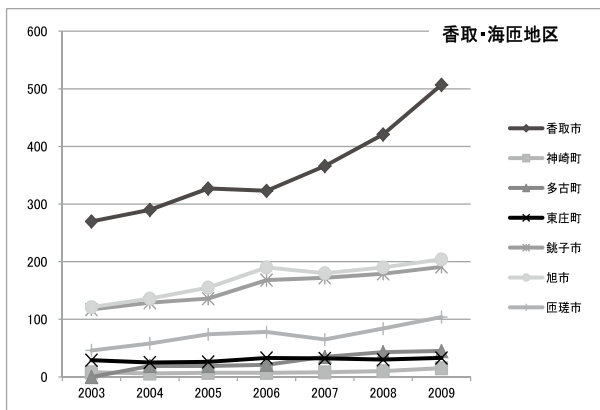
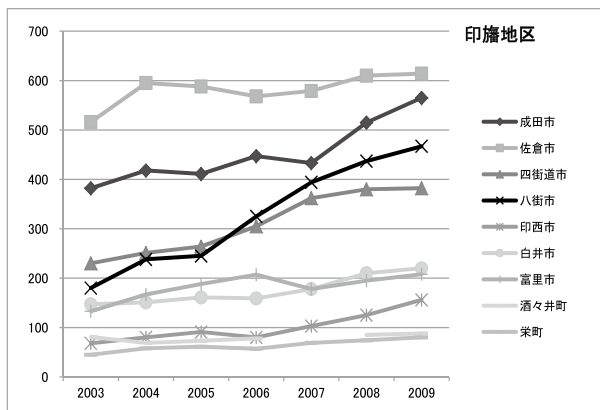
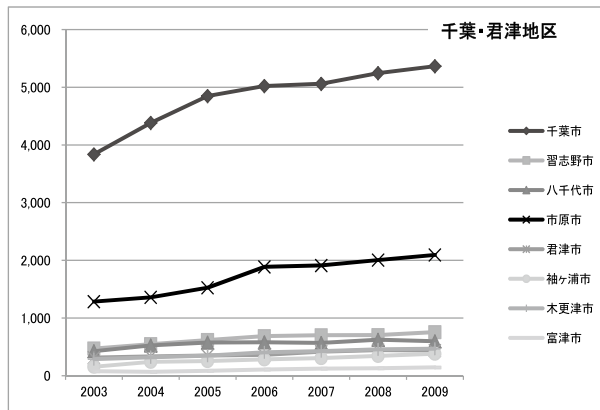
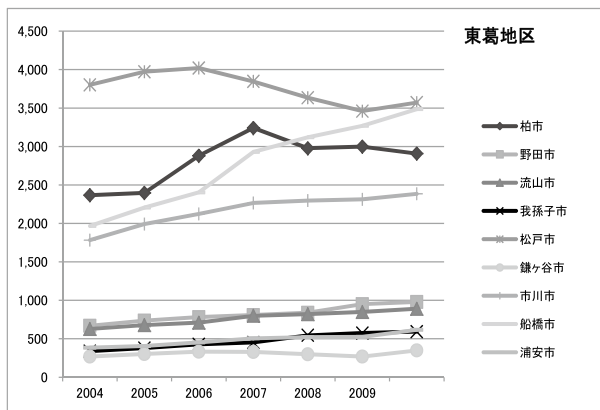
（縦軸は人数）



（注）要保護児童生徒については、就学援助法の対象者はその一部である（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため）。

（別表2）

準要保護児童生徒数（要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めたと者。生活保護における教育扶助以外の扶助を受けた者等を含む）  
（縦軸は人数）



（注）要保護児童生徒については、就学援助法の対象者はその一部である（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため）。

（別表2）

び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律」等により必要な経費の一部を補助している。

生活保護世帯に属する小中学生は要保護者とし、義務教育に伴う学校給食費、通学用品費、学用品費は教育扶助の対象となる。就学援助制度はこれ以外の修学旅行費などである。

生活保護の対象に準ずる程度に困窮している小中学生を準要保護者と義務教育に伴う費用の一部を給付している。千葉県における2009年度の要保護・準要保護の児童生徒数はあわせて36,139人であり児童生徒数全体の7.42%である。(別表2)

千葉県全体とすれば2002年度から2%の伸び率である。各市町村の状況は様々であるが、いくつかの市町村へのヒアリングによれば、世間体を気にして生活保護等の申請を遠慮している家庭や、逆に全家庭へ就学援助制度の内容についてチラシを配布したところ申請が増えたところなどがある。国は、三位一体の改革において、2005年以降の準要保護者に対する国庫補助が廃止され一般財源化された。このことによる抑制がなかったのかさらに調査を進めたい。今年度の概況では更に就学援助制度を利用する小中学生は増加している。

県では、未来を担う子どもや若者を健全に育成するための総合的な計画として、「千葉県青少年総合プラン」を策定した。その中で子どもの貧困問題・経済的支援が挙げられている。しかし、現在の制度が施策として挙げられているのみであり、今後更なる検討が必要と思われる。

就学支援制度は市町村が事業主体である。しかしその財政力ではおのずと限度がある。

県としても子どもの貧困に対して積極的に取り組まなければならない。

## 結語

1959年国連の児童権利宣言で、人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うものであるとし、その最後の項目で「その力と才能が人類のためにささげられるべきであるという十分な意識の中で育てられなければならない」とある。

高齢化社会の中で支えての人口は減少していく。騎馬戦型から肩車型へといられている。

しかし今の子ども達をしっかりと育てなければ、将来彼ら自身が騎馬戦の馬にも肩車の土台になることも困難なのだ。人を一人で支えるというのは容易なことではない。

子ども達に責任はない。育ちゆく環境を今生きる者達が整えずしてどうするのだろうか。子ども達の健全な育ちこそが、未来のこの国をそして世界を支える唯一の方法なのだから。

社会的包摂 (Social inclusion)、ようやくこの概念が政府内で議論がされ始めてきた。私はこの考え方に希望を見出している。

今後子ども達を取り巻く課題解決に向け、ともに政策を練り上げてくださる方がおられれば、幸いです。



## 参考文献

- ・「平成22年度児童相談所業務概要」  
平成23年11月発行 千葉県児童相談所業務概要編集委員会編
- ・「学校から見える子供の貧困」 藤本典裕・制度研編 大月書店
- ・「就学援助制度がよくわかる本」  
就学援助制度を考える会 著 学事出版
- ・参議院調査室作成資料 経済のプリズム 第65・78・83・87号